

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2018年度第11回常任委員会 議事録

- 1 日時：2019年2月25日(月) 14：00～18：30
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室
- 3 出席者の確認

常任委員総数7名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：小美野 剛（共同代表理事/欠席につき表決権委任：永井共同代表理事）

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：民間援助連携室 首席事務官 田原 光児（佐藤委員欠席につき代理）

経済界：永井 秀哉（共同代表理事）

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 中房 丙后

AAR：穂積 武寛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

第一部 14:00-

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第10回常任委員会 議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (2) 第二号議案：特定非営利活動法人ADRAの違反行為に対する措置の承認

返還要求額に関しては、別途メールにて審議されることを確認した。ADRAの違反に対する措置に関しては、保留とし、3月の常任委員会でADRAの抗弁を踏まえて、措置の内容を審議することとした。

保留

- (3) 第三号議案：コンセプトノート審査実施要領（当初予算）

2019年度の当初予算のプログラム枠組みを戦略的に見直し、コンセプトノートの審査は最大1か月延長することとした。

- (4) 第四号議案：西日本豪雨被災者支援2018 緊急期プログラムの延長について

審議の結果、以下の事項が承認された。

承認後プログラム期間：（緊急期）2018年10月9日～2020年3月31日（加盟団体）

予算：6.2億円

- (5) 第五号議案：東日本大震災被災者支援プログラム方針

審議の結果、以下の事項が承認された。

支援期間：2019年4月から2020年3月。2020年4月以降については別途検討。

2019年度予算：9,900万円

(6) 第六号議案：熊本地震被災者支援（九州地方広域災害被災者）プログラム方針

審議の結果、以下の事項が承認された。

支援期間：2020年度（2021年3月）まで

5 報告事項

(1) 財務状況の報告

事務局より、財務状況の報告を書面にて報告した。

(2) 助成カテゴリー更新に係るPWJの財務状況の確認について

本件について、2月22日に、1月末決算時点の暫定版の残高試算表（PWJ内監査は未了）を受領した。今後、4月には監査後の最終版の決算報告書を受領した時点で、内容詳細の確認作業の実施を報告した。

(3) 特定非営利活動法人JENへの返還請求の経過について

2月にJENと返還金の協議を行ったこと、また現在の状況と今後の展開について報告した。

(4) 特定非営利活動法人ICANのイエメンでの事業について

JPJFが現地モニタリングを行ったところ、現場での配布オペレーションに関して不適切に実施されている可能性があるため、2018年12月13日付けで改善勧告を発出し、事実関係の解明をICANに求めている。事実関係が解明された後、配布オペレーションが適切に実施されているかを現場検証するため、再度、現地モニタリングを実施する計画であることを報告した。

(5) 特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンのバングラデシュでの事業について

JPJFが現地モニタリングを行ったところ、現場での事業運営管理方法、特に医療行為の内容に関して、実施行為に対する改善勧告を2019年2月19日付けで発出した。PWJから今後改善策が提出される予定であることを報告した。

(6) 2月度申請案件の事業計画書における「人道支援の必須基準（CHS）をどのように遵守するか」欄の記載内容の要約について

助成審査の過程で14の事業に、苦情受付の手段・方法について質問を行った結果を報告した。今後、対応を確立している団体による勉強会を開催していきたいとの報告をした。

(7) 平成30年度補正予算の確定

事務局より、平成30年度補正予算が確定したことを報告した。

(8) 復興庁被災者支援コーディネーター事業

2018年第9回常任委員会で報告された本件について、取組事項・申請額について変更があったことを報告した。

(9) 東日本大震災被災者支援検証報告

東日本大震災被災者支援検証報告書（短縮版）の完成に伴い、全体統括を務めた、電通 谷口隆太氏より、説明をいただいた。

(10) 西日本豪雨被災者支援 初動対応期レビュー報告

本件について、初動対応期（発災からの3か月間）を対象期間とし、連携に関して外部専門家によるレビューを実施したことを報告した。

(11) 東日本大震災被災者支援「福島専用」募金の終了について

事務局より、「共に生きるファンド」による助成終了に伴い、東日本大震災被災者支援「福島専用」の寄付募集を、1月末にて終了したことを報告した。

なお、今まで「福島専用」寄付と「岩手・宮城を含む東北支援全般」寄付に分かれていたが、以降は「東日本大震災被災者支援」寄付に一本化され、募集は継続する。

(12) NGO研究会シンポジウム開催報告「2030年を見据えた日本の国際協力NGOの役割」

3月1日に外務省委託NGO研究会シンポジウム『2030年を見据えた日本の国際協力NGOの役割』を開催することを報告した。

(13) 名古屋での活動報告会の開催について

2018年7月以降、ご寄付をいただいた東海地方の多くの企業に向けた活動報告会を行うことを報告した。

(14) 2月14日開催 第7回JPFメディア懇談会「あれから8年、福島のいまとこれから ～国内避難の教訓を世界へ～」報告

第7回JPFメディア懇談会「あれから8年、福島のいまとこれから～国内避難の教訓を世界へ～」を2月14日に開催したことを報告した。

第二部

6 審議事項

(1) 第一号議案：イエメン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認

1-1：イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための復学支援事業

結果：条件付き承認。事務局で助成審査委員会での条件を満たしたことを確認すること。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

- 本事業において、公教育への復学を必ずしも確約できないことを踏まえて、事業目的を事業内容により則したものにす。
- 本事業を通してイエメンにおける教育支援活動全体への波及効果を高めるために、本事業から得られる教訓や成果についてクラスター内などでどのように共有する予定なのかについて追記する。

(2) 第二号議案：ミャンマー避難民人道支援対応にかかる事業計画書の承認

2-1：バングラデシュ コックスバザール県におけるミャンマー避難民およびホストコミュニ

ニティのための基礎的医療・母子保健支援事業

結果： 助成審査委員会の答申どおり、再提出とする。

助成審査委員会での結果：再提出

助成審査委員会での理由：

- 現行事業のモニタリング後の改善勧告に対応したうえで、次期事業を計画する必要がある。
- 事業計画書の大幅な見直しが必要と思われる。例えば、医療支援の質の担保を確保するため医療機関や医療活動を行っている団体と共同で事業形成を行う、提携団体とPWJの活動の棲み分けの見直し、PWJがComplaint mechanismの設置とフォローを主導的に行うなどを検討していただきたい。

2-2：バングラデシュ コックスバザール県におけるミャンマー避難民への心理社会的支援および緊急医療支援

結果：条件付き承認。事務局で助成審査委員会での条件を満たしたことを確認すること。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

1. コンポーネント①について、どの保護リスクに対応するためのinterventionなのか整理が必要。GBVについてはIASCのガイドラインなどを参照して、GBVに取り組む他団体との関係における役割分担などについても明記する。
2. コンポーネント②について、事業開始後に現地状況を確認のうえ、事業内容の見直しをする旨を申請書に記載し、事業内容に変更が生じる場合には事務局に報告する。また、GBV被害者の発見や支援とも関連が深いため、コンポーネント①との相乗効果を出すべく、両活動のつながりも明確にする。
3. JISPと提携団体の間での医療行為の責任範囲について明記する。
4. 上記の条件と合わせて質疑応答の内容を申請書に含め、改定された申請書を再度助成審査委員が確認し、条件解除とする。

2-3：バングラデシュ・コックスバザール県ウキア郡のユースを中心とした居住者の健康維持・増進支援プロジェクト

結果： 助成審査委員会の答申どおり、再提出とする。

助成審査委員会での結果：再提出

助成審査委員会での理由：

- 多様なユースがいる中、ユースの全体的なニーズ、またターゲット層のユースのニーズを把握した上で事業を計画する必要がある。
- コンポーネント③は事業目的に沿っていない。
- 予算が高すぎるので、再考していただきたい。
- ログフレーム内の指標の見直しが必要である。

2-4：Bangladesh、Cox's Bazar Countyにおけるミャンマー避難民および地域住民を対象とした教育支援事業

結果：条件付き承認。事務局で助成審査委員会での条件を満たしたことを確認すること。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

- 事業プレゼンテーションの冒頭でPLAN が訂正した研修参加者の人数などの修正箇所に関連して予算設計に変更が生じるのかどうか、再度確認する。
- 定性的な観点を取り入れたうえで、設定されている指標を再考する。

2-5：ミャンマー避難民キャンプにおける青少年の社会生活改善事業

結果：助成審査委員会の答申どおり、再提出とする。

助成審査委員会での結果：再提出

助成審査委員会での理由：

- GNJP が本事業を実施する意義を説明する必要がある（団体としての強みや付加価値など）。
- GNJP の長期的な戦略における本事業の位置づけも踏まえて、本事業の持続・発展性を高めるためにGNJP が取り組むことも考えたうえで、指標や目標値の設定も含めた事業計画の見直しが必要だと思われる。

2-6：Bangladesh・Cox's Bazar Countyミャンマー避難民に対する水衛生環境改善事業フェーズII

結果：助成審査委員会の答申どおり、再提出とする。

助成審査委員会での結果：再提出

助成審査委員会での理由：

1. 基本情報として、WASH クラスタなどにて、どのような話し合い、合意があり、IVY が、本タイプの簡易し尿処理施設の選択、事業地選定に至るのか、他団体の動向も含め、具体的な説明が必要である。
2. 簡易し尿処理施設の管理・運用のみならず、トイレの汲み取り作業なども含め、この活動の運用にどの程度のマネージメント（労力・時間など）が必要とされているのか、具体的な情報に基づいた形成が必要である。
3. IVY として、何故、簡易し尿処理施設の活動に取り組むのか、意義を説明する必要がある（団体として目指すものや付加価値など）。

(3) 第三号議案：イラク・シリア人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認

3-1：シリア国内案件

結果：下記の条件を満たしたため、承認。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

1.コンポーネント①の食糧配布については、現在JPF で実施されている食糧支援事業では、本案件を除き全ての事業で概ね以下のような形で目標値を明示的に設定している：

- Food Consumption Score (FCS)：ベースライン調査でPoor であった世帯の80%が事業終了後、Borderline (28-42)以上に改善される。
- Coping Strategy Index(CSI)：ベースライン調査でLow の値であった世帯の80%が事業終了後、Medium (5-20 以上)に改善される。

本事業の支援対象の新規流入避難民への応急・即時的食糧支援については、ベースラインの取得は妥当ではないとしても、滞在が長期化している避難民に対する食糧支援については、上記に類似した形での目標値の設定し、モニタリングを実施する。

2.コンポーネント①の食糧配布に関して、本事業で採用する予定の配布方法が裨益者にもたらしうる影響のなかでも、世帯の分裂などの懸念されうる影響に留意しながら、モニタリングを通して把握し、適宜報告を行う。

3.本事業の実施体制と人役面の妥当性を申請書などからは読み取れないので、別紙にて説明をする。

3-2：シリア国内案件

結果：承認。

なお、シリア国内での活動を検討しているNGO団体で勉強会を行い、各団体でシリアでの活動についてどのように考えているかをまとめ、次回の常任委員会で報告することとした。

助成審査委員会での結果：承認

なお、現地雇用スタッフの直接雇用に係る安全対策面については、常任委員会で検討される。

3-3：モスル西部で紛争の影響を受けた子どもたちのための教育・保護環境改善事業

結果：承認。

助成審査委員会での結果：承認

助成審査委員会からのコメント：

補修授業におけるニーズや中等教育に重点を置く背景、各種委員会の相互関連性や方向性、クラスターおよびサブクラスターとの調整状況等につき、助成審査委員会の場で口頭説明された内容を、事業計画書に追記していただきたい。

3-4：イラク・シリア人道危機対応モニタリング評価事業

結果：承認。但し、公平性の担保についてどう考えるのか、また助成金がシリアの裨益者ではなく国際NGO・国際機関に渡っているという観点も踏まえてモニタリングを行うこと。

助成審査委員会からの意見提示：

- パレスチナ・ガザ人道危機対応支援モニタリング評価事業にて提示された意見に対して

も本事業で必要な部分について適宜検討を行い必要な部分に対応を行うこと。

- シリア危機は発生後8年が経過しており、本プログラム固有のモニタリングの視点やモニタリング指標等についても設定の検討を行うこと。特にJPFをシードマネーとして現地での支援がどのくらい発展しているのか、他支援機関からの助成金獲得という形で相乗効果が見られるのかを確認事項とするよう検討を行うこと。
- 2012年11月からJPFはシリア危機への対応を開始してきたが、今後の展望とそれを受けたJPFとしての対応の検討をすること。

3-5：イラク・ニナワ県ISIS占領下にいた子どもたちへの教育支援

結果：条件付き承認。ピース・ビルディングトレーニングは、ファシリテーターにより結果が大きく変わるので配慮をすること。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

1. 基本的かつ重要な情報（クラスターでの調整状況、現地のニーズギャップ、プレハブ教室の維持管理体制、TiCCやピースビルディングトレーニングの妥当性を判断するための背景など）が事業計画書に記載されていないため、追記する。
2. 衛生教育およびMRE教育の成果の評価基準について、数値または事実ベースの基準など、客観的なものを入れる。
3. コンポーネント2の目標値に、教員のTiCC理解度調査を加える。
4. 事業計画書、予算設計書、人役詳細に記載の人役に、整合性をもたせる。
5. 10ヵ月という事業期間の妥当性を、事業計画書において説明する。

3-6：トルコ国内におけるシリア難民を対象とした保護環境改善支援

結果：条件付き承認。他事業と比しても、人件費が高いため人数について合理的な説明を求め、その内容をもってメール審議を行う。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

1. コンポーネント1に係る目標値について、「調査を実施する」は指標とならないため、適切な指標を設定する。
2. コンポーネント1の裨益者300人について、口頭での説明と申請書の書きぶりに齟齬があったため、正しく記載する。右に伴い、要すれば目標値についても適切に修正する。
3. 事業実施体制について、人役及び配置を整理し、その妥当性を文書にて説明する。
4. 予算設計書のコンポーネント別明細内「個別支援費」の備考欄記載内容を整理し、事業内容との整合性をもたせる。また、コンポーネント1の裨益対象に障害者が含まれることが明確になるような記載内容（補助器具など）とする。併せて、事業計画書においても、障害者についての支援内容を記述する。
5. 事業の持続発展性について、本事業において計画されている内容の詳細を事業計画書に追記する。

(4) 第四号議案：パレスチナ・ガザ人道危機対応にかかる事業計画書の承認

4-1：ガザ地区の脆弱性の高い地域住民を対象とする基礎的保健医療サービスの提供と救急処置法講習事業（複数年第1年次）

結果：不承認。

助成審査委員会での結果：再提出

助成審査委員会での理由：

1. ガザの保健システムやニーズ・課題を全体像として把握した上で本事業の位置付けを明確化する必要がある。例えば、保健クラスターにおける議論などを通して、どのような課題があり、それらに対し、どのような協議がなされ、事業地選定、活動手法の決定、提携団体との連携内容等、事業形成されたのか不明確であり、より具体的な説明が必要である。
2. JADE として、これまでの類似事業における成果と学びを踏まえた上で本事業形成をしているのか、また、複数年プログラムとしての発展性に疑問がある。
3. 本事業においてJADE が果たす主体性は何なのか、説明が必要である。

4-2：パレスチナ・ガザ人道危機対応支援モニタリング評価事業

結果：承認。目標値（成果を測る指標）と確認方法について、提言の数で測ることを追記することとする。

助成審査委員会からの意見提示：

- モニタリング・評価ミッションを現地に派遣の際は、学術機関（大学教員・学生等）や助成審査委員、常任委員等からの参加も検討し、ア）事業実施地域の治安状況、イ）参加者の安全対策にかかる実践行動の有無（HEAT 研修受講など）、ウ）評価対象となる加盟団体の事業内容等を鑑み、総合的に判断する。
- 現地出張の際は、派遣者全員が同一箇所を訪問するのではなく、各団員の特性・専門性等を考慮したうえで、責任分担を明確化し、関係各団体やフィールドを訪問することが効率的。
- 加盟団体の単体事業成果のみに焦点を当てるのではなく、全体セクターやクラスターの中での位置づけについても検討する。
- モニタリング報告書・評価ミッションで得られた知識を積極的に、事務局、加盟団体、NGO フォーラム、公共にも広く共有する。
- 評価部は加盟団体を単体ではなく全体として調整することで、プログラム全体のパフォーマンスの向上をサポートする。加盟団体がモニタリング・評価の重要性を認識するようにファシリテーションする。
- モニタリング・評価ミッションからの提言を、加盟団体が事業の質を向上させるために、現行または次期事業の事業計画書に具体的に反映させることを本事務局事業の成果としてログフレームに具体的に盛り込むこと。

(5) 第五号議案：南スーダン難民緊急支援にかかる事業計画書の承認

5-1：ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護および発達環境改善事業

結果：条件付き承認。事務局で助成審査委員会での条件を満たしたことを確認すること。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

1. 先行事業の成果を具体的に記載して頂きたい。具体的にケース・マネジメントの結果、どのような種類のクローズがあるのかなど、具体的に記載して頂きたい。
2. 先行事業のニーズと本事業のニーズとの間で、どのようなニーズの変化、ギャップがあり、その結果、本事業では、このような内容を実施することに至ったなど、本事業の内容に至る経緯、さらに3年次事業で完結するの可否を含め、今後の発展を説明して頂きたい。
3. ウガンダで、緊急支援クラスター制度が取り入れられていない環境で、他アクターとの連携をどのように取り組んでいるのかを記載して頂きたい。

5-2：ウガンダ北部における南スーダン難民への住居・水衛生支援

結果：承認。

助成審査委員会での結果：承認

助成審査委員会からのコメント：

1. トイレ仕様の現行規格について、特に（団体が記述するところの）障がい者用トイレの使用状況に係るモニタリング（スロープが片側のみで、車いす利用者が使用できるブースは当該スロープから入室する1ヶ所のみといった使い勝手。一方で、障がい者でも車いす利用者数がどの程度存在するのかといった確認を含む）を通じて、規格の改善・再考の余地が確認された場合、クラスターにて積極的に提案して頂きたい。
2. 既存の給水設備の改修について、水タンクへ十分な水量を供給するだけでなく、他問題の可能性もあるかもしれない為、給水設備の保守担当であるNRC と密に連携・調整して頂きたい。

(6) 第六号議案：アフガニスタン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認

6-1：アフガニスタン人道危機対応モニタリング評価事業

結果：承認。

助成審査委員会からの意見提示：

- パレスチナ・ガザ人道危機対応支援モニタリング評価事業にて提示された意見に対して、も本事業で必要な部分について適宜検討を行い必要な部分では対応を行うこと。
- 第三者モニタリング業者の選定・調達に関し、業者（候補）が実在するか、登録されているか、実施にかかるキャパシティはあるのか等を確実に把握した上で、契約を締結すること。
- アフガニスタンにおいて過去モニタリング評価を実施しているが、前事業の成果に教訓等を踏まえ、本事業のパフォーマンス向上に貢献できるかを整理すること。
- 安全対策アドバイザーの関与は重要であるものの、アフガニスタンへの派遣については慎重に対処する。

(7) 第七号議案：ロンボク島及びスラウェシ島地震・津波被災者支援にかかる事業計画書の承認
7-1：ロンボク島及びスラウェシ島地震・津波被災者支援モニタリング事業

結果：承認。

助成審査委員会からの意見提示：

- パレスチナ・ガザ人道危機対応支援モニタリング評価事業にて提示された意見に対しても本事業で必要な部分について適宜検討を行い必要な部分に対応を行うこと。
- アカウンタビリティの観点から、モニタリングに裨益者が団員として参加することについては実情に合わせて検討するが、最低でもモニタリング報告書は英語で作成を行うこと。
- 本事業対象地は、現時点で治安上の大きな懸念はないため、JPF 安全対策専門家の派遣は行わないものの、地震や津波、火山の噴火といった自然災害リスクがあるため、在外公館には派遣者リスト（派遣者名、予定表）を共有する。
- 出張経費にかかる見積もりについては、これまでの事務局での経費支出の在り方の通り、相見積もりを取るなど実施の際は価格合理性を考慮した経費支出となるように努めること。
- インドネシア政府機関、他NGO、国連機関のモニタリング評価の手法を積極的に取り入れること。
- スフィア基準で述べられている最低指標はあくまでも目安としての最低基準であるという認識を加盟団体にも徹底してもらうこと。
- 自然災害は今後も発災する可能性もあるので、今回得られた教訓や学びを適宜整理し、現行事業や次期事業の質の向上に役立てること。

7 書面による報告

- ① NGOユニットからの報告
- ② 事業計画変更の報告
- ③ JPF事務局審議結果の報告
- ④ 固定資産処理の報告
- ⑤ 終了報告書審議結果の報告
- ⑥ コアチームの報告
- ⑦ 共に生きるファンド監査結果報告

9 次回以降の常任委員会開催日時と会場について

2018年度第12回常任委員会：2019年 3月20日(水) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第1回常任委員会：2019年 4月18日(木) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第2回常任委員会：2019年 5月24日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第3回常任委員会：2019年 6月21日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第4回常任委員会：2019年 7月26日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第5回常任委員会：2019年 8月26日(月) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第6回常任委員会：2019年 9月20日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室

以上